

赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年9月30日

赤穂市教育委員会

赤穂市教育委員会訓令甲第7号

赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱（平成19年赤穂市教育委員会訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「450円」を「490円」に改める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第10条第1項の規定は、令和8年10月分以降の預かり保育料について適用し、同年9月分以前の預かり保育料については、なお従前の例による。